

健康保険証の 発行廃止について



健保 だより

法改正により**2024年12月2日に健康保険証の発行が廃止され、新規交付・再交付ができなくなります。**

健康保険証は1年間の経過措置を経て、**2025年12月2日に完全廃止**となり、以降は**マイナンバーカードによる受診が基本**となります。

デンカ健康保険組合

廃止後の対応

	現在	2024.12.2	経過措置期間	2025.12.2
① 健康保険証			新規発行なし 2025年12月1日まで使用可能	
② マイナ保険証※				
③ 資格確認書 (マイナ保険証を保有していない方のみ発行)			新規加入者、紛失時	既存加入者 一括発行
④ 資格情報のお知らせ + マイナ保険証				
⑤ マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン) + マイナ保険証				

※健康保険証として利用登録したマイナンバーカード。

2024年12月2日以降の受診方法

マイナ保険証を保有している場合

①健康保険証

現在お持ちの健康保険証は、2025年12月1日まで使用することができます。

②マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

④資格情報のお知らせ + マイナ保険証

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、「**資格情報のお知らせ**」を**マイナ保険証とともに提示**いただくことで受診することができます。

⑤マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)+マイナ保険証

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、**マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)**を**マイナ保険証とともに提示**いただくことで受診することができます。

マイナ保険証を保有していない場合

①健康保険証

現在お持ちの健康保険証は、2025年12月1日まで使用することができます。

③資格確認書

デンカ健保から保険証の代替として交付します(経過措置期間終了前)。
※2024年12月1日以前の加入者は、交付済の健康保険証が2025年12月1日まで有効なため、原則交付されません(健康保険証を紛失した場合は申請により交付)。

「資格情報のお知らせ」イメージ

資格情報のお知らせ		
記号〇	番号〇〇〇〇〇〇	枝番〇〇
	〇〇〇 〇〇〇	
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	平成〇年〇月〇日	
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日	
保険者番号	06150015	
保険者名称	デンカ健康保険組合	

有効期限: 無期限

「資格確認書」イメージ

資格確認書			本人(被保険者)
記号〇	番号〇〇〇〇〇〇	枝番〇〇	
	〇〇〇 〇〇〇		
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	平成〇年〇月〇日		
性別	男		
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日		
有効期限	令和〇年〇月〇日		
保険者番号	06150015		
保険者名称	デンカ健康保険組合		
保険者所在地	新潟県糸魚川市青海2209番地		

有効期限: 4~5年

マイナンバーに
関するお問い合わせはこちら→

